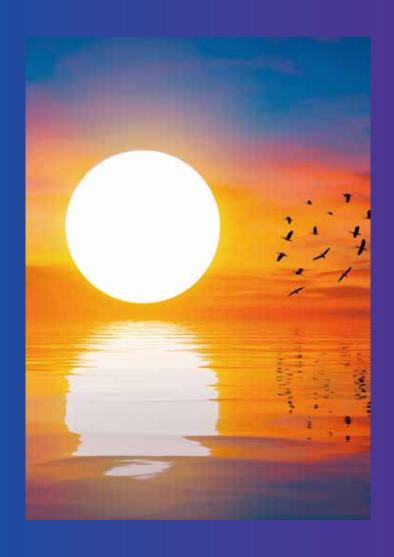


**KPMG Newsletter** 

# **KPMGInsight**

会計・開示/税務 Digest 税務情報 (2023. 10 - 11)



vol. **64** 

### 税務情報(2023.10 - 11)

#### KPMG税理士法人

本稿は、2023年10月から11月に国税庁、財務省及びOECDから公表された税務情報等に ついてお知らせしたKPMG Japan e-Tax News及びKPMG Japan BEPS Newsletterの情報 をまとめてご紹介するものです。

## 税務コンテンツ 最新の税務情報は こちらからご覧になれます。 kpmg.com/jp/tax-topics

#### 国税庁

#### - マンションの評価方法を定める個別 通達の公表

2023-10-10

(KPMG Japan e-Tax News No.292)

国税庁は2023年10月6日、2023年7月21日 から1ヵ月間の意見公募手続を経て、マン ションの評価方法を定める個別通達「居 住用の区分所有財産の評価について(法 令解釈通達)」(2023年9月28日発遣)を 公表しました。

#### 【詳しくはこちら】

日本語版: https://assets.kpmg.com/ content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/

jp-e-taxnews-20231010.pdf

#### 国税庁

#### - マンションの評価方法を定める個別 通達に係る解説の公表

2023-10-16

(KPMG Japan e-Tax News No.293)

国税庁は2023年10月13日、2023年9月28 日に発遣したマンションの評価方法を定 める個別通達に係る解説「『居住用の区 分所有財産の評価について』(法令解釈 通達)の趣旨について(情報)」(2023年 10月11日付)を公表しました。

#### 【詳しくはこちら】

日本語版: https://assets.kpmg.com/

content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/ jp-e-taxnews-20231016.pdf

#### 2023年度税制改正関連情報

- 国税庁 法人税基本通達等の趣旨 説明の公表
- 財務省 所得合算ルールに相当す る規定に係る税制改正の解説の公表

2023-10-20

(KPMG Japan e-Tax News No.294)

国税庁は2023年10月19日、2023年度税制 改正に対応して発遣された「法人税基本 通達等の一部改正について(法令解釈通 達)」(2023年6月20日発遣)に係る趣旨 説明を公表しました。

また、財務省は2023年10月20日、「令和5 年度 税制改正の解説」のページにおいて、 OECD/G20のBEPS包摂的枠組みにより合 意された「第2の柱」(グローバル・ミニ マム課税)のうち、2023年度税制改正で 創設された所得合算ルール (IIR: Income Inclusion Rule)に相当する規定「各対象 会計年度の国際最低課税額に対する法 人税」に係る税制改正の解説を公表しま Lite

#### 【詳しくはこちら】

日本語版: https://assets.kpmg.com/ content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/ jp-e-taxnews-20231020.pdf

- 第1の柱 - 利益Aに係る多国間条約 (MLC)草案の公表

2023-11-17

( KPMG Japan BEPS Newsletter )

OECD/G20のBEPS包摂的枠組みは 2023

年10月11日、第1の柱の利益Aに係る多国 間条約 (Multilateral Convention) の草案 を含む、利益Aに関する各種の文書を公 表しました。

#### 【詳しくはこちら】

日本語版: https://assets.kpmg/content/ dam/kpmg/jp/pdf/2023/jp-tax-beps-20231117.pdf

#### 国税庁

#### - 新たなマンションの評価方法に係る 計算ツール等の公表

2023-12-04

(KPMG Japan e-Tax News No.295)

国税庁は2023年11月30日、同年9月28日 に発遣したマンションの評価方法を定め る個別通達において示された新たなマン ションの評価方法に係る区分所有補正率 を算出するための計算ツール等を公表し ました。

#### 【詳しくはこちら】

日本語版: https://assets.kpmg.com/ content/dam/kpmg/jp/pdf/2023/ jp-e-taxnews-20231204.pdf

#### 関連情報

本稿でご紹介したKPMG Japan e-Tax News及び KPMG Japan BEPS Newsletterは、以下のウェブサ イトからアクセスいただけます。

kpmg.com/jp/tax-topics

本稿に関するご質問等は、 以下の担当者までお願いいたします。

#### KPMG税理士法人

大島 秀平、風間 綾、山崎 沙織、芝田 朋子 

#### KPMGジャパン

home.kpmg/jp





本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、 的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありま せん。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する 適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製 および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録 商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。